示談書

　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の通り示談（以下「本示談」という。）した。

（本示談の対象）

第１条　本示談は、〇〇年〇月〇日から本日までの間、午前〇時ころから午後〇時ころまで、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号所在の乙の自宅（以下「乙自宅」という。）において大音量による楽器の演奏により甲に対し迷惑を掛けた件（以下「本件」という。）を対象として甲乙間で締結するものである。

（示談金）

第２条　乙は、甲に対し、本件の示談金として金〇〇円の損害賠償金支払義務（慰謝料、治療費、休業損害その他全ての損害を含む。）があることを認める。

（示談金の支払方法）

第３条　乙は、甲に対し、第２条の示談金を、本示談締結の日から〇営業日以内に、甲が定める以下の金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

　　銀行名　：〇〇銀行　〇〇支店（店番号〇〇〇）

　　口座番号：普通　〇〇〇〇〇〇〇

　　口座名義：〇〇　〇〇

２　乙が第２条の示談金を前項に定める期日までに支払わなかった場合、当該期日の翌日から支払完了に至るまで年〇％による遅延損害金を支払う。

（乙の騒音防止義務）

第４条　乙は、本示談成立の日から〇日以内に、乙自宅の防音工事の実施措置を講じなければならない。

２　乙は、本示談締結の日以後、乙自宅の音量を次の基準以下にしなければならない。

（１）　午前〇時から午後〇時まで　　〇〇デシベル以下

（２）　午後〇時から翌午前〇時まで　〇〇デシベル以下

（損害賠償）

第５条　乙が前条第１項の防音工事を行わない場合又は乙自宅の音量が前条第２項の基準を超える場合、乙は、甲に対し、１日あたり金〇〇円の損害賠償金を支払う。

（清算条項）

第６条　甲及び乙は、本示談書に定めるもののほか、本件に関し、甲と乙との間に何らの債権債務関係が存在しないことを相互に確認する。

本示談の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年　　月　　日

（甲）住　所

　　　氏　名

（乙）住　所

　　　氏　名